

令和5年度（2023年度）西宮市教育委員会大学奨学生募集要項

西宮市教育委員会

西宮市教育委員会では令和5年度に大学等に在学し、経済的理由により修学が困難な学生に対し、奨学金の貸付を行います。貸付を希望される方は、下記により申し込んでください。

なお、申込者多数の場合は、奨学金の必要度の高い方から順に選考しますので、ご希望に沿いかねる場合もあります。ご了承ください。

先輩が返還したお金が後輩の奨学金になります。奨学金を借り終えた後は返還しなければなりません。家庭の経済状況や卒業後の生活設計等も十分考慮して奨学金の申し込みを行ってください。

記

1 概要

(1)奨学金の申込資格等

申込資格	経済的理由により修学困難な大学生（短大生を含む）・高等専門学校生（4～5年）、大学院生で、保護者（勤労学生等にあつては本人）が市内在住の方。 大学・大学院は学校教育法第1条に規定するものに限る。
貸付額	国公立 月額 10,000円 私立 月額 14,000円（無利子）
貸付予定日	令和5年度分（4～3月分）令和5年10月13日（金）※途中申請の方は別途貸付

※本年度採用となった場合、次年度以降は継続申請をすることで貸付を受けられます。

(2)奨学金の返還

貸付を受けた奨学金は卒業年次の12月を第1回として以後半年毎の20回均等返還となります。

2 申込手続

(1)申込期間

令和5年6月23日（金）～令和5年7月31日（月）【必着】

※この期間より後に申請された方は、採用の場合、申請月分からの貸付となります。

なお、令和5年度の全ての申請受付は令和6年3月4日（月）で終了します。

(2)提出先

西宮市教育委員会 学事課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号（電話：0798-35-3817）

(3)提出書類

○奨学生願書

○所得に関する証明書（必要な場合のみ）

※所得に関する証明書について

教育委員会が市民税課税台帳等を閲覧しますので証明書は必要ありません。ただし、令和5年1月2日以降に西宮市に転入された方は、西宮市では所得の確認ができませんので、前住所地の市役所等で「令和5年度市民税・県民税課税証明書」の発行を受けて添付してください（コピー可）。両親ともに所得がある場合は両方の証明書が必要です。源泉徴収票や特別徴収税額の決定通知書のコピー等では受付できませんのでご注意ください。

※令和4年中の所得の申告をしていない場合は審査ができませんので申告を済ませてください。

※生活保護世帯の方は、「生活保護証明書」を添付してください。

※現在失業中の方は、「雇用保険受給資格者証」の写し等の証明書類を添付してください。

3 申請後の手続きについて

奨学金の貸付が決定した後、借用証書等の必要書類を提出していただきます。

借用証書等の作成には、借受人と連帯保証人 2 名の実印の押印および印鑑登録証明書の提出が必要となります。

連帯保証人は、借受人と連帯して返還の債務を負える方で、1 名は保護者、もう一方は保護者とは別住所・別生計の方です。（それぞれの印鑑登録証明書の提出が必要）

なお、借用証書等の提出時には、原則申請者（学生）との面談を行います。

以上をふまえて、必要書類を提出いただけない場合は、正式採用とはなりませんのでご注意ください。

令和 5 年度（2023 年度）大学奨学生選考基準

保護者（両親ともに所得がある場合は合算）（勤労学生等にあつては本人及び配偶者の合算）の令和 4 年中（令和 4 年 1 月～12 月）の総所得金額が、下表の基準所得以下であること。

家族数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
基準所得	167 万円	231 万円	281 万円	349 万円	391 万円	425 万円

(注) 1 総所得金額とは、給与所得（源泉徴収票の「給与所得控除後」の金額）、事業所得（年間収入金額から必要経費を引いた金額）、不動産所得、雑所得等の合計額です。

2 家族数とは、両親と、両親の扶養控除の対象になっている人と、両親が養育する 16 歳未満の子を加えた数です。家族数が 6 人を超える場合の基準所得は、1 人増すごとに 53 万円を 6 人の基準所得に加算した額とします。

3 次の特別事情に該当する場合は、相当額を総所得金額から控除することができます。

特別事情	所得額から控除する金額
家族に障害者がいる場合	障害者 1 人につき 41 万円
家族に修学者がいる場合	①国公立高等学校（専修学校高等課程、中等教育学校後期課程、高等専門学校 1～3 年、特別支援学校高等部を含む）の生徒 1 人につき 12 万円
	②私立高等学校（専修学校高等課程、中等教育学校後期課程、高等専門学校 1～3 年、特別支援学校高等部、朝鮮高級学校を含む）の生徒 1 人につき 53 万円
	③本人を含む国公立大学（短期大学、大学院、高等専門学校 4～5 年、専修学校専門課程を含む）の学生 1 人につき 54 万円
	④本人を含む私立大学（短期大学、大学院、高等専門学校 4～5 年、専修学校専門課程を含む）の学生 1 人につき 94 万円
保護者等学資負担者が失業中等の場合	教育委員会が認めた金額

4 申込者多数の場合は、教育委員会が奨学金の必要度が高いと認める者から順に選考します。